

私立高等学校振興補助金交付要綱

昭和57年9月1日制定

平成元年10月1日一部改正

平成2年11月26日一部改正

平成15年6月2日一部改正

平成26年4月1日一部改正

[総務部総務法務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、私学教育の振興充実を図るため、私立高等学校に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象とする経費は、学校法人が設置する高等学校の運営に要する経費とし、補助額は1校当たり600,000円とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならぬ。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助事業の実績報告は、補助事業完了後速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて、行わなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年11月26日から施行し、平成2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月2日から施行し、平成15年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。